

平成 29 年度第 2 回立川市個人情報保護審議会の要旨

1 日時 平成 29 年 7 月 26 日（水） 午後 2 時～午後 4 時 10 分

2 場所 立川市役所 208 会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：東京都被災者生活再建支援システムの導入に伴い、住民基本台帳情報及び固定資産課税情報を目的外利用することについて

諮問事項②：個人番号利用事務におけるDV被害者情報の保護のため、DV被害者情報を目的外利用して情報共有を行うことについて

諮問事項③：認知症地域支援推進員配置等事業を外部委託することについて

諮問事項④：立川市認知症初期集中支援チーム事業を外部委託し、必要な情報を本人以外から収集することについて

諮問事項⑤：空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家等対策特措法」という。）に基づく空家実態調査業務（空家調査）を外部委託することについて

諮問事項⑥：市が保有する集合住宅情報等を目的外利用し、特措法に基づく空家実態調査業務（集合住宅空室調査）を外部委託することについて

(2) 届出関係報告事項

立川市児童館指定管理者事業における事業者の個人情報保護規定に係る報告について

(3) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、斎藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問及び報告実施機関]

諮問事項①：防災課防災係長、同係主任及び主事

諮問事項②：市民課長、情報推進課長及び市民課窓口係長

諮問事項③：高齢福祉課長及び介護予防推進係主任

諮問事項④：同上

諮問事項⑤：住宅課長及び住宅相談係長

諮問事項⑥：同上

報告事項：子ども育成課長及び子ども育成係長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：(市民生活部防災課)

【諮問の概要】

平成30年4月から東京都被災者生活再建支援システムを導入することに伴い、平常時に住民基本台帳情報及び固定資産課税情報から必要な情報をデータベース化することにより、発災時には効率的に被害家屋調査を実施し、迅速に罹災証明書を交付することができるようにするもの

【審議内容】

《本籍を記録する必要性について》

○具体的な理由は確認していないが、被災者が死亡してしまった場合などは、住所だけで親族関係を把握することが困難な場合がある。そのようなときに本籍から親族を調べること等が考えられる。

○もう一度必要性を調べて、次回に報告して欲しい。

《データ移行にあたってのUSBメモリの取扱い及び管理について》

○USBメモリは住民基本台帳や固定資産課税台帳のデータを被災者生活再建支援システムに移行する際に使用し、移行後は直ちにデータを消去する。また、鍵の掛かるキャビネットに保管する。

○データ消去の確認は複数の職員で行って欲しい。

【審議結果】諮問どおり進めて差し支えない。ただし、本籍を記録する必要性については、次回会議に報告を求める。また、USBメモリの取扱いや管理は厳重に行うこと。

諮問事項②：(市民生活部市民課)

【諮問の概要】

社会保障・税番号制度におけるマイナポータルによる照会情報の確認制度が始まることに伴い、照会の対象となる市が行う情報照会事務を行うにあたって確認すべきDV被害者情報について共有ファイルを作成して情報を共有し、必要な際に必要なシステム操作ができるようにして、DV被害情報の保護を行なうこととするもの

【審議内容】

《DV被害者等の支援について》

○警察や女性相談センターなどの公的機関が被害者から事情聴取して支援が必要と判断した場合には、当該機関の公印を押印した申出書が交付されるので、被害者が市役所にその申出書を提出すると支援が受けられる。

《情報保護の方法について》

○支援が必要なのは400件くらいで、各担当課は対象者が支援の該当者かどうかをファイル上で確認し、該当者の場合にはマイナポータルに照会履歴が残らないような措置を講じたうえで、他自治体に照会を行うこととなる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(福祉保健部高齢福祉課)

【諮問の概要】

国が平成27年に策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、平成29年度から認知症地域支援推進員配置等事業を社会福祉法人に外部委託し、認知症地域支援推進員が認知症に係る医療機関や介護サービス及び地域の様々な支援機関をつなぐ役割を行うもの

【審議内容】

《システム入力及び管理について》

○様式3「利用者基本情報」に記載された情報や相談内容等が入力される。家族構成などは同居家族の有無や構成、生死の別などを入力する。様式3は入力終了後、キャビネットに保管する。

○包括支援センター共通のシステムなので、閲覧権限のある他の包括支援センター職員も閲覧できるが、書き込めるのは入力した職員だけになる。

《推進員の配属と役割について》

○認知症地域支援推進員は専従職員となり、2つの社会福祉法人とも経験豊富な看護職を配属している。

○ケアマネージャーは介護サービスの調整を行うが、認知症地域支援推進員は認知症に特化した調整を行っている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(福祉保健部高齢福祉課)

【諮問の概要】

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき、平成29年10月から開始する立川市認知症初期集中支援チーム事業を社会福祉法人等に外部委託し、専門医、認知症地域支援推進員及び国家資格を有する専門職からなる認知症初期集中支援チームが民生委員やかかりつけ医、ケアマネージャー等の機関と連携しながら認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援を行うもの

【審議内容】

《事業の目的及び効果について》

○認知症の人は自分では病状を理解しておらず、治療につながっていないケースが多い。相談を受けてから3か月を目途にして、専門医、認知症地域支援推進員と福祉系専門職の3人の支援チームが対象者の自宅を訪問する。専門医が自宅を訪問することで、対象者の反応が変わってくることもあり、医療機関につながっていく効果が期待できる。

○平成28年度から共済立川病院が中心となって東京都認知症アウトリーチ事業という同種の事業を始めているが、この事業では平成28年度の実績は13件だった。

○認知症のほとんどのケースは地域包括支援センター職員が対応して医療機関につなげているが、処遇困難ケースについては認知症初期集中支援チームが対応していくこととなる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(市民生活部住宅課)

【諮問の概要】

全国的な課題となっている空家等に関する対策を講ずるため、空家等対策特措

法第9条に規定する調査権に基づき実施する市内の空家の実態を把握する調査業務を事業者に外部委託するもの

【審議内容】

《委託事業者への情報提供について》

○まずは登記簿情報を提供するが、アンケート調査で郵便物の返戻があった場合には、特措法による調査権を行使して課税情報等より把握した所有者等住所にアンケートを送付してもらう。

《市内の空家数について》

○詳しい数値は今回の調査で出てくる。5年毎に実施している住宅土地統計調査によると約1,000件と言われているが、実態はもう少し少ないとみている。

《調査権の対象となる「家庭ごみ未排出一覧表」が存在する必要性について》

○（事務局）具体的には確認していないが、家庭ごみは個別収集を行っているため、ごみの取り残しを防ぐ必要がある。それと、収集は時間的な制約のなかで行うので、未排出一覧表を作成して効率的な回収を図っているのではないかと考える。

《今後の構想について》

○昨年の6月議会に空家の適性管理に関する請願で出ているが、これを受けて今年の9月議会には空家の適性管理に関する条例案を提出する準備を進めている。今回の空家調査は適正管理を行うための基礎資料になる。空家対策は適正管理と利活用の二本立てとなり、今後は空家対策計画を策定する考えである。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑥：（市民生活部住宅課）

【諮問の概要】

全国的な課題となっている空家等に関する対策を講ずるため、市が保有する集合住宅情報及び建物登記情報を目的外利用し（空家等対策特措法上の調査権は未設定）、市内の集合住宅の空き室の実態を把握する調査業務を事業者に外部委託するもの

【審議内容】

《空き室調査について》

○空家等対策特措法でいう空家は集合住宅1棟全部の空き室をいうが、今後空き

室の利活用を考えていく必要があるので、今回の調査は一部の空き室も対象としている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) 届出関係報告事項

報告事項：(子ども家庭部子ども育成課)

【報告の概要】

平成 28 年度第 5 回審議会における諮問事項である、立川市児童館指定管理者に係る個人情報外部委託届に関する答申において、改善を指摘された事項について、事業者の指導を行った結果を報告するもの

【審議内容】

《作成案の規定の仕方について》

- ご指摘があった第 5 条の 2 の「～に関すること。」という規定の仕方は、項目の列記となり内容が不明確になってしまうので、「～に関すること。」を削除した規定とするように指導したい。
- （事務局）この規定はNPO法人が個人情報保護法に基づき自主的に作成しているものであり、市には強制力がない。あくまでも任意の指導となる。

(3) その他

・個人情報保護審議会要旨の公開について

- 内容は事務局提案のような内容で差しつかえない。
- おおむね 1 か月以内を目途に内容を委員に確認し、公開するようにしていく。

・次回開催について

10 月頃を予定し、後日、日程調整のうえで決めることとした。